

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 SUKHBAATAR Sukhchuluun

論 文 題 目 モンゴルにおける環境訴訟の展開可能性と課題——モンゴル法・オーフス条約・日本法の比較研究——

### 論文審査担当者

主 査	名古屋大学大学院法学研究科教授	深澤龍一郎
委 員	名古屋大学大学院法学研究科教授	稲葉一将
委 員	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	赤渕芳宏
委 員	早稲田大学法学学術院教授	下山憲治

## 論文審査の結果の要旨

## 別紙 1 - 2

## I. 論文の概要

本論文は、自然環境の保護を主たる題材としつつ、モンゴルの環境訴訟（環境民事訴訟および環境行政訴訟）の課題を明らかにした上で、モンゴル環境法においてオーフス条約の内容を反映させるとともに、日本法との比較法研究を通じて公益訴訟（客観訴訟）のみならず主観訴訟の活用の可能性等をも検討することで、当該課題の解決に向けた提案を行い、もって、モンゴルの環境訴訟の展開可能性を示そうとするものである。本論文は、以下の通り、2つの部と5つの章から構成される。

第1部「モンゴル法の考察」の第1章「社会主義体制時のモンゴル法と自然環境保護」は、社会主義体制時のモンゴル法（1924年から1992年まで）について考察し、社会主義体制時のモンゴルでは、①土地や河川、森林等のすべての自然環境資源は「国家的所有」ないし「全人民の財産」であり、モンゴル人民共和国の「社会主義的所有」であるという考え方を基礎として、②環境が破壊された場合には、刑法および行政法に基づく制裁措置が重視されていたこと、また、③「社会主義的合法性（適法性）の原理」のもとで、社会主義法の適法性を確保し、その実効性を図るため、多様な監督・コントロール制度が存しており、検察官の一般監督や市民からの訴願等の提起等と比較すると、司法統制には限定的・付随的な役割しか与えられていなかったことを指摘し、これらのことから、社会主義体制時のモンゴルでは、環境破壊行為が個人の環境権または環境利益の侵害に至ることを認め、個人が裁判所において自己の権利利益の保護を求めて主観訴訟を提起するという法制度が採用されていなかったと分析している。

第2章「資本主義体制に移行してからのモンゴル法と自然環境保護」は、資本主義の経済体制に移行してから現在までのモンゴル法（1992年から2023年現在）について考察し、上記①の自然環境資源の国有化という考え方、上記②の刑法および行政法に基づく制裁措置、上記③のうちの市民からの訴願等の提起の制度が依然として根強く残っていることを明らかにする一方で、上記③のうちの検察官の一般監督制度が廃止されたこと、行政活動に関する司法審査の対象事項が拡大されるとともにその目的が権利救済に変更されたこと、現行憲法において環境権規定が新設されたことを指摘し、これらに基づき、現在のモンゴル法は、住民等の権利保障の観点から環境訴訟の展開を図ろうとするパラダイム転換の途中の段階にある（しかしこのパラダイム転換は確実に進行している）との認識を示している。

第3章「モンゴルにおける環境訴訟の展開可能性と課題」は、モンゴルにおける環境訴訟の現状と課題として、(1)現行法では、自然環境の破壊によって自己の私益を侵害された段階で遊牧民が原告となって主観訴訟を提起することは可能であるが、裁判所へのアクセスが困難である等の理由から、遊牧民が主観訴訟を提起することは事実上困難であること、(2)現行法では、自然環境の破壊に対し、モンゴルの

地方団体に代位して市民と環境 NGO が原告となる環境公益民事訴訟が導入されているが、原告が勝訴した場合の弁護士費用に関する援助の制度までは整備されていないこと、(3)現状では、公益と個人の権利利益との中間に位置するとされる環境共同利益（例えば、遊牧民が先代から受け継ぎ利用している牧草地を引き続き利用する利益、聖地として大事にされている山や河川等を引き続き享受する利益）を保全するため、個人が原告となって環境行政訴訟を提起する事例が見られるが、裁判所は、公益と私益の二分論に基づき、上記利益を公益と解し、個人には原告適格を認めない傾向にあること、(4)現行法では、環境 NGO が原告となる環境公益行政訴訟も導入されているが、当該 NGO が直近の3年間以上継続的に活動していることを要求する原告適格要件を満たす環境 NGO の数が十分ではなく、さらに、環境公益行政訴訟を提起するか否かは、環境 NGO の任意の判断に委ねられていること等の理由から、環境公益行政訴訟はその機能を十分に発揮できていないこと、(5)そもそも市民と環境 NGO が環境公益民事訴訟および環境公益行政訴訟を提起して追行する前提となる環境情報へのアクセス権の保障や環境に関する意思決定への参加権の保障が十分ではないことを明らかにしている。

第2部「モンゴル法・オーストラリア条約・日本法の比較考察」は、第1部第1章および第2章で示されたモンゴル法の伝統を踏まえつつ、第3章で明らかにされたモンゴルの環境訴訟の課題の解決に向けた提案を行うため、オーストラリア条約の内容を詳細に、また、環境訴訟に関する日本法の展開を検討した上で、比較考察を行っている。その第1章「オーストラリア条約の考察」は、環境分野における情報へのアクセス権、意思決定への参加権、司法へのアクセス権に関して国際的なミニマムスタンダードを定めるものといつてよいオーストラリア条約を考察し、上記(2)の課題については、弁護士費用を含めて訴訟費用の支援メカニズムを構築すべきことを、上記(4)の課題については、環境 NGO の原告適格要件をオーストラリア条約の定める無差別条項に適合させるべきことを、上記(5)の課題については、情報開示を拒否する根拠規定をできる限り限定的に解釈するとの原則を導入すべきことや、行政活動に伴い権利または法的利益を害される者以外にも、環境共同利益の享受を主張するにとどまる、利害関係のより弱い遊牧民や環境 NGO にも参加権を認める必要性を指摘し、それに向けた行政手続や訴訟に関する制度設計が課題となること等をそれぞれ提唱している。

第2章「日本法の考察」は、モンゴル法の伝統によれば、まずは環境公益訴訟が機能を十分に発揮できるように上記(2)(4)(5)の課題の解決を目指すべきであるが、その課題の解決までの間、暫定的に主観訴訟によって環境公益訴訟の機能不全を補完すべきであるとの戦略に基づき、上記(3)の課題を解決して個人の原告適格を拡大するため、日本法における環境共同利益論や環境権論、環境共同利益の保全に関わる具体的事案を考察し、これらの日本法の議論はモンゴルにおいても参照する価値があるものと評価している。しかしその一方で、上記(1)の課題の存在を踏まえると、

現時点では、遊牧民が原告となって主観訴訟を提起することは事実上困難であることから、日本の行政事件訴訟法における第三者の訴訟参加の制度を参照し、環境NGOによる環境公益訴訟に遊牧民が原告側の第三者として訴訟参加をすることを認めるべきであることも提唱している。

## II. 論文の評価

第1に、本論文は、モンゴルにおける環境公益訴訟制度について詳細に紹介・分析し、その環境保全上の課題ないし限界を摘出しており、さらに、環境権規定についても、その外からみた印象（あるいは、日本の環境法学者がする想像）とは異なり、実際には保護法益が限定されている点を明らかにしている。本論文の第1部第3章が明らかにする、モンゴルの環境公益訴訟制度および環境権規定のこうした実際は、これまで日本でモンゴルの環境法制度等を紹介する論文が公表されていたものの、日本では明らかにされてこなかった点であり、比較法研究の前提となる外国法研究として学術的意義が大きいと評価できる。なお、同様の評価は、モンゴル法における環境情報の公開に関する諸規定の運用等の実際についても、妥当する。

第2に、本論文の第1部第1章および第2章は、本論文全体の分量の4分の1程度を割いて、1992年の政治体制転換の前後それぞれにおける、モンゴル法による環境保全のありようを詳しく描写している。この箇所の論文全体における位置づけは、モンゴルにおける環境訴訟に関する法制度整備までに至る過程といった、本論文の検討の前提となる歴史的展開を明らかにするものであり、現在のモンゴル環境法、とりわけ、環境権や環境訴訟制度に関する整備過程を詳細に紹介する日本語文献は他に見当たらず、学術的に貴重なものである。

第3に、本論文は、モンゴル法における環境訴訟制度が抱える課題を解決するにあたっての示唆を、オース条約と日本法とに求めているところ、このうちのオース条約を参照する第2部第1章についていえば、同条約を、環境分野における参加制度（情報へのアクセス、意思決定への市民参加、司法アクセス）に関する一種の国際標準ないしスタンダードと位置づけた上で、これと自国の法制度とを比較対照し、自国の法制度に評価を加えてその課題を摘出しており、このような議論は、モンゴルにおいて議論がされたものの、いまだ同条約の批准に至っていないという自国の事情を踏まえた、実践的かつ堅実なものといえる。本論文では、オース条約の紹介、モンゴルにおける各種の参加制度についての紹介およびオース条約に照らした分析ないし評価のいずれも、手堅く行われており、実現可能性の高い妥当な結論が得られているものと評価できる。また、日本法を参照する第2部第2章では、これまで日本の環境法学が議論を積み重ねてきた環境利益論および環境権論が扱われており、ここでは、これらに関する日本語文献が広く渉猟され的確な整理と分析が加えられており、また結論としても、モンゴル法において実際に応用可能と

思われる示唆が得られているものと評価できる。本論文での考察の結果がモンゴルの環境法学に与える影響は、きわめて大きいものとなるのではないかと考えられ、本研究成果が同国において広く紹介されることが期待される。

他方で、本論文については、同じ趣旨の論述の繰り返しが多く見られ、全体をもう少し整理すべきでなかったか、との問題点を指摘することができ、また、モンゴル法の伝統を踏まえつつも、主観訴訟と公益訴訟（客観訴訟）といった二分法や公益と私益といった利益の分類論を使用したり、日本における環境共同利益論に大きく依拠したりする点は、日本法への傾倒が過ぎ、モンゴル法の分析方法として若干慎重さに欠けるのではないかと、との疑問を呈することもできる。しかし、前者の問題点は、本論文の有する学術的価値をいささかも損なうものではなく、また、後者の疑問点は、博士学位申請者が今後モンゴルの環境法研究者として研究活動を遂行し、深化していく中で、自らの分析手法を絶えず検証することによって答えるべき課題であると考えられる。

以上の評価を博士号（比較法学）の審査基準に則して述べれば、本論文は、モンゴルの環境訴訟の課題を明らかにした上で、当該課題の解決に向けた提案を行い、もって、モンゴルの環境訴訟の展開可能性を示そうとするものであり、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献しており（A）、また、本論文では、モンゴル法のほか、オース条約と日本法が参照されており、比較法学的手法が用いられている（B）。次いで、本論文は、モンゴル法の考察においては、主として母語であるモンゴル語の文献に依拠して法令、裁判例、学説の分析を行っているが、モンゴル法・オース条約・日本法の比較考察においては、英語・日本語といった母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めている（C）。そして、本論文は、モンゴルの環境訴訟の課題として、主観訴訟、環境公益民事訴訟、環境公益行政訴訟のそれぞれについて課題を明らかにした上で、これらの課題を解決するための具体的な提案を行っていることから、問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されている（D）。さらに、本論文は、モンゴルの環境訴訟の課題とその解決策を論じるに当たり、その前提となるモンゴル法の歴史的展開を深く掘り下げて分析しており、政策志向が比較的強かった従来環境法学の分野における研究としては、自国の法の歴史的考察を踏まえ、それを端緒としている点で大きな独自性が認められる（E）。最後に、本論文の論理の運びは手堅く、モンゴルの環境訴訟を展開させるための施策を幾重にも張り巡らせており、予想される批判に対する回答が用意されている（F）。したがって、本論文は、審査基準を十分に満たしている。

### Ⅲ. 論文審査の結果

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。